### 概要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

#### 要旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、〇会社〇営業所にて高速バス運転手として勤務していたが、平成〇年〇月〇日「急性心筋梗塞の疑い」により死亡した。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、被災者の本件死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとしてこれを支給しない旨の処分をした。

## 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている.

長時間拘束・不規則勤務で心身共に相当疲れていた。労働時間だけでは測れないと思う。仕事のせいで亡くなったとしか考えられない。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている.

# (1) 疾患名及び発症時期

死亡診断書の直接死因及び主治医意見書上「急性心筋梗塞の疑い」と記載があり、地方労災医員は「症状からは急性心筋梗塞の可能性が高いと考えられる。」と意見していることから、「急性心筋梗塞」を平成〇年〇月〇日に発症したと判断した。

## (2) 異常な出来事

発症直前から前日までの間に、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

### (3) 短期間の過重業務

被災者は高速バスの運転士として乗務にあたっていた。乗務日や乗務系統は予め事前(前月中)に示され宿泊を伴う乗務もあった。

発症前日から発症当日の業務をみると、発症前日は休日であり、発症当日は午前〇時〇分に出社し、〇までの往復乗務をこなし、午後〇時〇分に業務を終えている。

発症前1週間においては、発症1日前と、発症4日前から発症前日までの5日間は休日であり、 時間外労働は0時間となり、長時間労働は認められない。

その他の負荷要因は認められない。

総合的に判断すると、発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したとは認められない。

# (4) 長期間の過重業務

〇便(運転士 2 名で乗務で 2 泊 3 日)の乗務は、月に1回又は2回、1 泊 2 日での乗務は、月に1 ~4 回となっていた。

時間外労働は、発症前1か月間は39時間44分であり、発症前2か月間ないし6か月間における1か月あたりの平均時間外労働時間数は、発症前4か月間の54時間30分が最長であり、業務と発症との関連性が強いと考えられるほどの長時間労働は認められない。

高速バスの運転士であるため宿泊を伴う乗務が定期的にあり、出社時刻から退社時刻まで長時間に及ぶ勤務日も見受けられたが、当該勤務日についてはいずれも十分な休息時間が確保されている乗務形態となっており、拘束時間の長い勤務とは判断しがたい。また、乗務日や乗務系統は予め前月中に示されており、予定されている乗務が変更されるときは事前に周知が行われており、不規則な勤務とは言い難い。その他、突発的な出来事による事故やバス運行の大幅な遅延、乗客との大きなトラブル等も確認されず、その他の負荷要因は認められないものと判断した。

よって、総合的に判断すると、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。

(5) 以上のことから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

## 4 審査官の判断

- (1) 救急活動状況の回答からは、外傷は認められておらず、心肺停止状態であったことから判断すれば心筋梗塞が災害等に起因するものであったとは認められない。
- (2) 疾患名及び発症日について

医証から、被災者に発症した疾病は「急性心筋梗塞の疑い」であり、発症日は各医証並びに請求 人や関係者の申述等から、平成〇年〇月〇日と判断される。

(3) 異常な出来事に遭遇したか否かについて

発症日に業務に関連して異常な出来事に遭遇したとは認められない。また、発症日の前日は休日であった。

(4) 短期間 (発症前1週間) の過重業務について

発症前 1 週間においては、休日が多く、時間外労働時間(週 40 時間を超える時間)は 1 時間 25 分だけである。本件発症の 5 日前と 6 日前には拘束時間がそれぞれ 14 時間 50 分、15 時間 49 分となっているが、その前後に休日が付与されていることを勘案すれば、業務の過重性は認められない。また作業環境等をみても、特異な作業や作業をする上でのトラブル等があったとの報告もないことからすれば、精神的緊張の程度が特に著しい業務に従事したとも判断できない。

したがって、当該期間において過重な業務に従事したとは認められない。

(5) 長期間 (発症前 6 か月) の過重業務について

監督署長の算定においては、発症前1か月の時間外労働時間数は39時間44分で、発症前2か月ないし6か月についての1か月平均時間外労働時間数は、最大で54時間30分(発症前4か月平均)である。また、審査官において算定した数値においても、発症前1か月の時間外労働時間数は36時間27分で、発症前2か月ないし6か月についての1か月平均時間外労働時間数は、最大で61時間25分(発症前4か月平均)である。

したがって、いずれにせよ、発症前 1 か月の時間外労働時間数は月 100 時間を大きく下回り、発症前 2 か月ないし 6 か月についての 1 か月平均時間外労働時間数も、最も多い期間をとっても 80 時間を明らかに下回っている。

以上労働時間で見る限り、被災者は発症前おおむね6か月の期間において過重な業務に従事した と認めることはできない。

労働時間以外の負荷要因のうち「拘束時間の長い勤務」については、通常の休憩時間以外に仮眠のための時間が設けられている勤務、業務と業務の間に数時間以上の休憩時間があって、かつ、その間拘束されている勤務などが該当することになるが、本件においては、休憩時間を1日原則1時間とし、休憩時間以外のすべてを労働時間として算定した上で評価したので、拘束時間の長さについて改めての評価は行う必要はない。

請求人は勤務時間の不規則性があること、また、そのことから勤務と勤務の間隔が短くなって睡眠時間がほとんど取れない場合がある旨を主張している。これについては、確かに被災者の勤務は高速バスの運転という勤務の特殊性もあり、始業時刻が早朝であったり昼からであったり、また、終業時刻が深夜になる場合も認められ、勤務と勤務の間が短い場合も認められる。しかしながら、このような勤務と勤務の間が短い場合の頻度は特に多いとは言えず、過重性について特に評価することはできない。

宿泊を伴う勤務もあるが、高速バスの運転士にとっては移動すること自体が本来の業務であるため、出張が多いかどうかについては評価の対象とならない。

その他高速バスの運転士として相応の精神的負荷は存在するとはいえ、被災者にとっての主たる 作業時間と言うべき運転時間については特に長い状況ではなく、作業環境等についても特に負荷要 因は見いだせない。

- (6) 医証をみると、労災医員は、症状からは急性心筋梗塞の可能性が高いと考えられるとし、監督署の調査結果からを基に業務との間に相当因果関係を認めることは困難であると所見しており、本件疾病の発症と被災者の業務の間に医学的な相当因果関係を認めることはできない。
- (7) 以上を総合すると、被災者の本件疾病の発症及び死亡を業務上の事由によるものであると認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は 妥当であって、これを取り消すべき理由はない。